



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

| 令和8年7月1日(水) | | 岐阜県発表資料 | |
|-------------|---------|---------|--|
| 担当課 | 担当係 | 担当者 | 電話番号 |
| 自然環境課 | 生物多様性係 | 酒向 | 内線 2921 直通 058-272-8231 F A X 058-278-2602 |
| 農産園芸課 | 環境保全農業係 | 猪原 | 内線 4115 直通 058-272-8428 F A X 058-278-2692 |

特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の成虫の捕獲について

特定外来生物である「クビアカツヤカミキリ」の成虫が各務原市のウメの木にて、県内で初めて確認されましたので、注意喚起のため、お知らせします。

なお、本種については海津市にて令和8年2月に幼虫が確認されています。

1 捕獲状況

- (1) 捕獲日 令和8年6月18日(木)
- (2) 捕獲場所 各務原市那加新加納町地内(ウメの木)
- (3) 捕獲個体 2個体
- (4) 経緯

6月18日 県民が農作業中に発見。捕獲し、県岐阜地域環境事務所に連絡。
県職員が捕獲個体を回収。

6月22日 専門家により「クビアカツヤカミキリ」と同定。

<今回、捕獲された個体>



2 本種を見つけた時の対応

成虫を見つけた際は、踏みつけるなどその場での駆除をお願いすると同時に、お近くの市町村もしくは県事務所（岐阜地域にあっては岐阜地域環境事務所）まで情報提供をお願いします。

岐阜県ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/314370.html>

【参考】

○特定外来生物とは

生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を及ぼすものとして、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号）により指定されている種です。

特定外来生物が活着している状態では、次の行為が禁止されています。

- ・飼養、栽培することの禁止
- ・保管することの禁止
- ・運搬することの禁止

○クビアカツヤカミキリとは

東アジア原産昆虫で、幼虫がサクラやモモ、ウメなどのバラ科樹木の内部を食い荒らします。食害が進むと樹勢が衰え、最終的に枯死させるため、果樹及び街路樹に甚大な被害をもたらします。

また、一度侵入すると繁殖力が強く、防除が難しいため、農業経営を脅かす特定外来生物として深刻な問題となっています。